

同意書

1. 緊急通報装置の設置を希望し、次に掲げる事項に同意します。

- ①本申請の内容及び搬送先等の状況を松原市、消防署、地域包括支援センター、医療機関及び受託業者間において情報共有すること。
- ②通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- ③消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、松原市、消防署又は受託業者は、損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- ④緊急通報装置及び付加サービスにおける物品を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。万が一、緊急通報装置について、これに違反した場合は、レンタルに要する費用を負担すること。

2. 鍵預かりを希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ①利用者が複製した住居の鍵一組を、委託業者が管理すること。
- ②緊急通報発生時において、委託業者が管理している鍵により、利用者の住居の扉を開錠すること。
- ③この事業を利用しなくなった場合において、3カ月間委託業者が管理している鍵を受け取りに行かない時は、市長がその鍵を処分すること。

3. 生活見守りセンサーを希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ①利用にあたり、生活見守りセンサーが、生命を守ることを保証するものではないこと。
- ②24時間以上不在となる場合は、相談ボタンより不在連絡を行うこと。また、帰宅時も同様に連絡すること。
- ③異常通報を受信した場合、状況確認ができない場合は、協力員及び連絡先へ安否や状況の確認を依頼するとともに、委託業者や消防署等自宅へ入り確認すること。
- ④生活見守りセンサーを取り付ける際に、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。なお、撤去時の原状回復について、松原市及び委託業者へ責めを一切請求しないこと。

※鍵預かり業務を含むため、2. 鍵預かり業務の同意が必須になります。

4. 携帯型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ①携帯型装置の使用方法(充電・受発信方法)を理解し、利用すること。
- ②設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- ③通信会社の通信障害等で利用できないことがあること。

5. 電話回線がアナログ回線以外の場合は、次に掲げる事項に同意します。

- ①緊急通報装置レンタル事業はアナログ回線の利用が基本であるため、アナログ回線以外の電話回線を利用する場合は、停電や通信会社の不具合等による不通報や音声不良等により、通常のサービスが提供されない場合があること。
- ②利用する電話回線を変更する場合は、市へ連絡すること。

6. 利用者負担額算出のため、松原市において市民税の賦課状況を調査されることにつき、世帯全員の同意を得ています。(他市町村において市町村民税が賦課されている場合は、当該他市町村における市町村民税の賦課状況が分かるものを、松原市に提示します。)また、利用者負担額については、遅延なく支払います。

年 月 日

上記事項に同意し、松原市、消防署、地域包括支援センター、医療機関及び受託業者その他関係機関に対し、いかなる苦情又は損害賠償も申し立てることはいたしません。

住所 _____

氏名 _____